

平成25年4月1日改訂

普及啓発ツールの貸出に関する規定

愛知県地球温暖化防止活動推進センター

(主 旨)

第1条 愛知県地球温暖化防止活動推進センター（以下、「センター」という）は、地域における地球温暖化防止活動の啓発・広報を目的として、愛知県内の環境活動を行なう団体等に普及啓発ツールを貸し出すものとする。

(愛知県内の環境活動を行なう団体等)

第2条 愛知県内の環境活動を行なう団体等とは、愛知県内に本拠を置き、県内で活動する、次に掲げる団体または個人とする。

- ・ 地方公共団体
- ・ 地球温暖化防止活動推進員（愛知県知事委嘱）
- ・ 事業者（企業、商店街等）
- ・ 地球温暖化対策地域協議会
- ・ 市民団体（自治会、PTA、消費者団体等）
- ・ その他、センターが認める団体または個人

(普及啓発ツール)

第3条 普及啓発ツールとは、次のものをいう。
紙芝居「ちきゅうがおねつだ!」、各種DVD

(貸出方法)

第4条 1 センターは、愛知県内の環境活動を行なう団体等からの書面での依頼によりツールの貸出を行なう。但し、利用用途（営利活動・地球温暖化防止に寄与しない活動等）の如何、在庫が無い場合等について、センターは依頼に応じられない。

2 貸出の予約は、別途定める様式により貸出日の3ヶ月前から受け付ける。

3 貸出期間（センター発送からセンター着まで）は、2週間以内とする。

ツール	貸出方法	コスト負担
紙芝居	宅急便	センター負担
各種DVD	宅急便・小包	センター負担

4 貸出期間を過ぎても返却されない場合、破損・紛失した場合、理由の如何によって、センターは実費を請求することができる。

以上